

平成29年度

砺波広域圏事務組合の概況

砺波広域圏事務組合

富山県 砺波市／南砺市

目 次

I	圏域の概要	
1	圏域の位置 -----	1
2	構成市 -----	2
3	気象 -----	2
4	人口 -----	2
5	交通 -----	2
6	構成市の概要 -----	3
II	組合の概要	
1	組合規約 -----	4
2	沿革 -----	7
3	組織機構図 -----	9
4	組合予算及び決算	
	(1) 一般会計予算及び決算 -----	10
	(2) 水道事業会計予算及び決算 -----	11
5	組合事業	
	(1) わらび学園 -----	12
	(2) 砺波医療圏急患センター -----	12
	(3) 環境衛生施設 -----	13
	(4) 有線テレビジョン放送施設 -----	14
	(5) 水道事業所 -----	15

I 圏域の概要

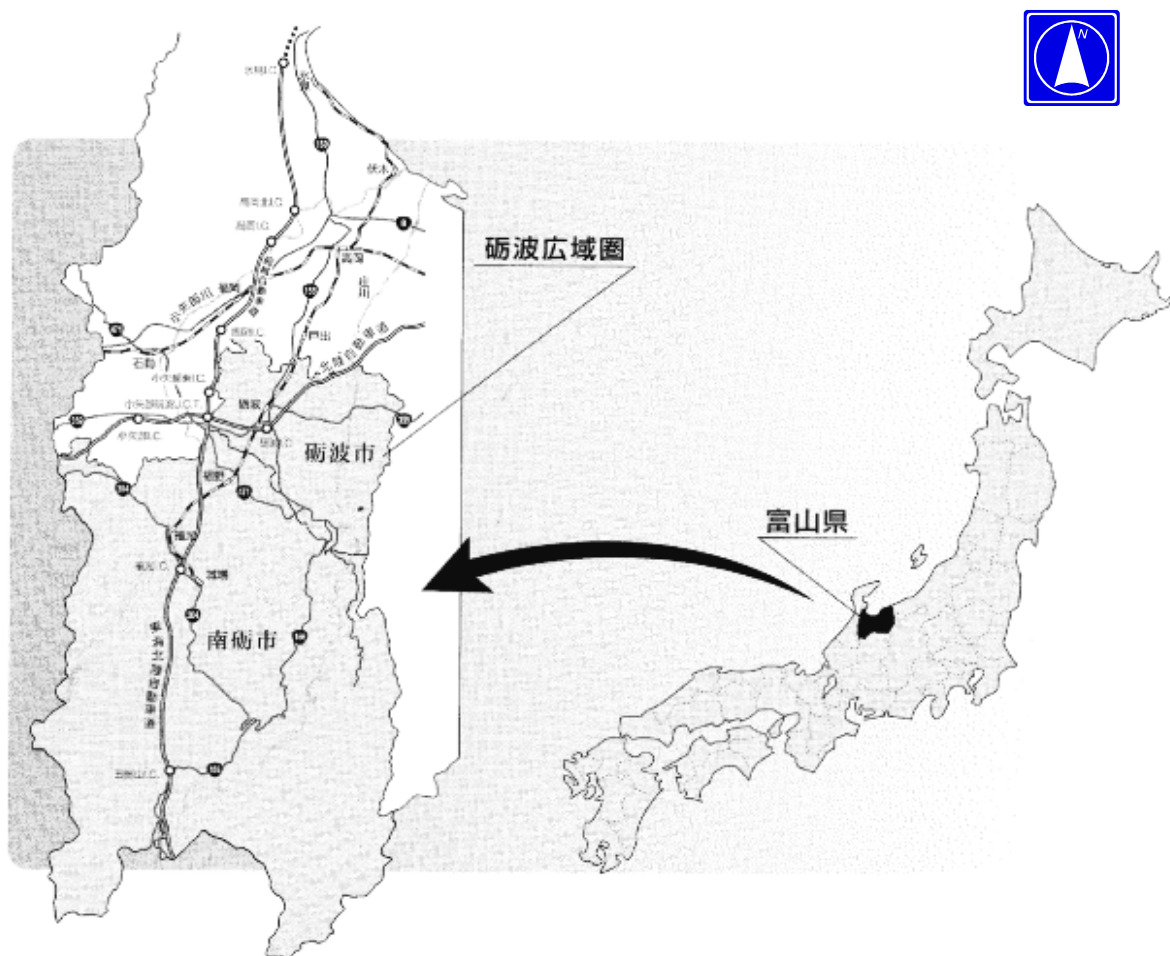
1 圏域の位置

本広域圏は富山県の西部に位置し、東は富山地区広域圏に、北は高岡地区広域圏及び射水市に接し、西及び南は石川県、岐阜県との県境となっています。

南部は岐阜県境に接して 1,500m級の山並みを配しています。庄川・小矢部川の源になっており、北部は丘陵地、台地、平地に大別されます。

圏域に点在する各居住中心地の標高は山間部では 250m～550mに位置し、平野部では 50m～150m、となっています。山間部は国立公園などに指定された優れた自然環境を残しており、庄川・小矢部川に沿っての平野部は水田地帯で全国的に有名な「散居村」を形成しています。圏域の面積は 795.67k m²で、富山県の面積(4,247.61K m²)の 18.7%を占め、その 70%は林野地です。

砺波広域圏の位置



2 構成市

本広域圏は砺波市、南砺市の2市で構成されています。

3 気象

春から秋にかけて比較的温暖な気候ですが、冬季は山間部、平野部とも降雪があります。特に山間部には多くの積雪があります。

4 人口

国勢調査による本圏域の人口は、組織化まもない昭和45年には11万人を超えていたものの、その後人口は減少し、平成27年度末において10万2千人余りとなっています。

また、年齢階層別人口の推移では、14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が国勢調査毎に減少傾向を示しているのに対し、65歳以上の高齢人口は増加し続け、高齢化が相当速いペースで進行しています。

(平成29年3月31日現在)

区 分	面 積 (k m ²)	人 口 (人)			世帯数 (戸)
		計	男	女	
砺波市	127.03	49,073	23,839	25,234	16,698
南砺市	668.64	52,242	24,934	27,308	17,758
合 計	795.67	101,315	48,773	52,542	34,456

5 交通

本圏域内は、JR城端線が南北に走り、平成27年3月14日に開業した北陸新幹線やあいの風とやま鉄道、JR氷見線と連結しています。

高速交通網については、圏域を東西横断する北陸自動車道と南北縦断する東海北陸自動車道があり、平成27年3月1日に、北陸自動車道に高岡砺波、東海北陸自動車道に南砺スマートインターチェンジが新たに供用開始となりました。

国道は156号、304号、359号、471号の4路線を軸とし、これに主要地方道を配して、本圏域の幹線交通網を形成しています。

6 構成市の概要

○砺波市

平成16年11月、旧砺波市と旧庄川町の合併により新砺波市が誕生し、『庄川と散居に広がる健康フラワー都市』を将来像、砺波市民憲章をまちづくりの基本理念と定め、「住み続けたい」「住んでよかった」と実感できる新たな砺波市のまちづくりを進めています。

砺波市は、富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2kmで、面積は127.03km²です。北は高岡市、南は南砺市、東は富山市や射水市、西は小矢部市に接しており、「庄川」によって形成された勾配の緩やかな扇状地と、牛嶽から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っています。

市域の東側には、飛騨山地に源を発する清流「庄川」が南北に貫流し、谷内川、和田川の支流をあわせて高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいます。

毎年春に開催される「となみチューリップフェア」には31万人もの観光客が訪れます。また、庄川温泉郷や水記念公園には年間約14万5千人の観光客が訪れ、春から夏にかけての「庄川観光祭」、「水まつり」や秋の「ゆずまつり」などさまざまなイベントが繰り広げられています。

○南砺市

平成16年11月、8つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併し、『南砺市』が誕生しました。『さきがけて 緑の里から 世界へ』を合言葉に、魅力あるふるさとづくりを進めています。

南砺市は、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は医王山を介して石川県金沢市、南部は1,000～1,700m級の山岳を経て岐阜県飛騨市、白川村と隣接しています。

面積は668.64km²（東西約26km、南北約39km）で、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発して庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど、豊かな自然に恵まれています。

ユネスコの「世界遺産」に登録された「合掌造り集落・平、上平」、家並みが美しい「越中の小京都・城端」、版画家棟方志功の記念館「愛染苑・福光」、古い町並みのそこかしこから木槌の音が響く「信仰と木彫りの里・井波」には、年間を通じて、多くの人々が訪れています。

春には、椿による情報発信を行う「南砺いのくち椿まつり」が開催され、秋には、踊りの輪が広がる「むぎや祭」、「こきりこ祭り」が開催されるほか、愛好家の力作が揃う「南砺菊まつり」、冬には、世界遺産ライトアップや巨大雪像と伝統の味「南砺利賀そば祭り」、多彩なコースが自慢のスキー場など、雪を活かしたイベントやレジャーが楽しめます。

II 組合の概要

1 組合格約

砺波広域圏事務組合格約

平成16年11月1日

富山県指令市第5600号

改正 平成19年3月29日富山県指令市第169号

平成23年2月1日富山県指令市第57号

平成24年3月14日富山県指令市第108号

平成25年10月22日富山県指令市第802号

平成28年1月18日富山県指令市第758号

砺波広域圏事務組合格約（昭和45年富山県指令地第672号）の全部を次のように変更する。

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、砺波広域圏事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、砺波市及び南砺市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（共同処理事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 圏域内の振興整備に資するため行われる広域的な観光事業、広域的な国際化推進事業、広域的な産業振興事業、広域的な情報化事業及び広域的な生活環境整備事業に関する事務
- (2) 共通事務の連絡調整に関する事務
- (3) わらび学園の設置、管理及び運営に関する事務
- (4) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (5) 救急医療施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (6) ケーブルテレビ施設の設置、管理及び運営に関する事務
- (7) 水道用水供給事業及び水道事業（構成市が自ら行うものを除く。）に関する事務

（事務所）

第4条 組合の事務所は、富山県砺波市栄町7番3号砺波市役所内に置く。

第2章 組合の議会

（定数）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とする。

（議員の選挙の方法）

第6条 組合議員は、構成市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 構成市において選挙すべき組合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 砺波市 6人

(2) 南砺市 6人

(議員の任期等)

第7条 組合議員の任期は、構成市の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の所属する構成市の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該構成市の議会において速やかにその補欠選挙を行わなければならない。

(選挙の結果報告)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、当該構成市の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(委員会)

第10条 組合の議会は、条例で必要な常任委員会及び特別委員会を置くことができる。

第3章 執行機関の組織

(執行機関の組織等)

第11条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を各1人置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長が互選する。

3 会計管理者は、管理者が構成市の会計管理者又は組合職員のうちから選任又は任命する。

(管理者及び副管理者の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該構成市の長の任期による。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。

(補助職員)

第14条 組合に事務局長その他の職員を置き、その定数は条例で定める。

2 前項の職員は管理者がこれを任命する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、構成市分担金、負担金、国・県支出金、事業収入、使用料、手数料、補助金、地方債及びその他の収入をもって充てる。

(経費の分担)

第16条 構成市の分担金の割合は、次の各号に掲げる経費に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合の事務に要する経費のうち共通の経費は、人口割（直近の国勢調査人口による。）とする。
- (2) 組合の事業に要する経費は、当該事業の応益及び経費負担の応能の程度により、事業ごとに組合の議会の単行議決によって定める。管理運営費及び地方債の償還についてもまた同様とする。

2 前項に規定する分担金の納期は、管理者が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 第11条第2項の規定にかかわらず、構成市の長が選挙され同項に定める互選が行われるまでの間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2により定める構成市の長の職務を行う者の協議により定める者が、管理者の職務を行う。
- 3 組合は、平成16年10月31日をもって解散する砺波広域水道企業団の事務を承継する。

附 則（平成19年富山県指令市第169号）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による変更後の砺波広域圏事務組合同規約第11条の規程は適用せず、この規約による変更前の砺波広域圏事務組合同規約第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年富山県指令市第57号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年富山県指令市第108号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年富山県指令市第802号）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に変更前の砺波広域圏事務組合同規約第3条第8号の規定により共同処理している農業共済事業の事務のうち、農作物共済の平成26年産麦及び平成25年度引受の果樹共済に係る事務については、なお従前の例による。

附 則（平成28年富山県指令市第758号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

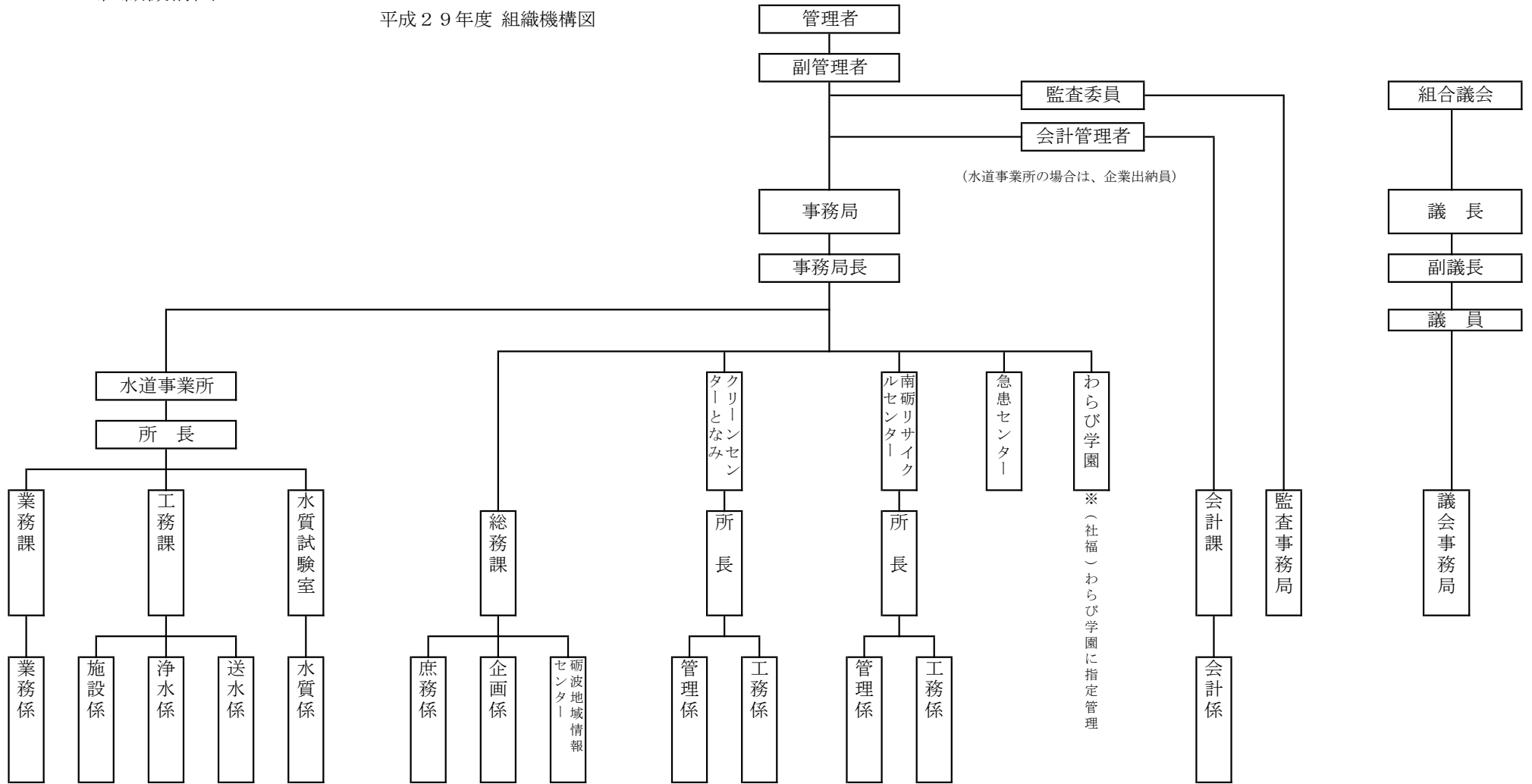
2 沿革

昭和44年8月21日	広域市町村圏指定
昭和44年10月21日	大砺波圏共同開発推進協議会を解散、砺波地区広域市町村圏協議会設立
昭和44年11月21日	広域市町村圏振興整備計画(基本構想<S45～S60>、基本計画<S45～S50>)策定に着手(翌年3月31日完成)
昭和45年7月16日	砺波広域圏事務組合に改組し規約を制定、一部事務組合に認可
昭和45年8月11日	砺波地区広域市町村圏協議会を解散
昭和48年4月1日	砺波厚生病院伝染病管理組合及び城端外1カ町伝染病隔離病舎組合を解散、広域圏事務組合に吸収
昭和48年10月1日	広域圏行政推進のため、砺波広域圏事務局を設置
昭和50年4月1日	地方自治法の一部改正に伴い複合的一部事務組合として発足 砺波圏衛生施設組合を解散し、広域圏事務組合に吸収 社会福祉法人わらび学園の設立の認可、知的障害児通園施設の運営を委託
昭和50年6月30日	広域市町村圏振興整備構想の指定を受け、8月1日研究に着手 第2次広域市町村圏(基本計画<S51～S55>)策定に着手(翌年3月31日完成)
昭和52年4月1日	平・上平衛生施設組合を解散、広域圏事務組合に承継
昭和54年1月20日	建物老朽化により城端伝染病隔離病舎を廃止
昭和54年5月30日	新広域市町村圏計画策定圏域の指定、8月27日研究に着手(翌年3月31日完成)
昭和55年4月1日	教育問題研究委員会を発足
昭和57年4月1日	砺波圏急患センター業務開始(旧福野町柴田屋地内)
昭和59年8月31日	砺波広域圏大学設置推進委員会を発足、教育問題研究委員会を解散
昭和60年2月15日	伝染病患者の収容施設として、砺波総合病院内に伝染病隔離病舎(10床)を建設
昭和60年4月1日	砺波広域圏高等教育機関設置基金を設置、平成元年9月1日に整備基金に改称
昭和60年9月2日	第2期(基本計画<S61～S65>)策定に着手(翌年3月31日完成)
昭和62年3月31日	ごみ処理基本整備計画策定調査報告書を作成
平成元年7月10日	クリーンセンターとなみごみ焼却施設建設工事に着手(平成3年1月31日完成)
平成元年7月12日	砺波地区広域市町村圏が自治大臣より「広域市町村圏設定20周年記念表彰」
平成元年8月31日	ふるさと市町村圏の選定
平成元年10月24日	砺波地区ふるさと市町村圏計画(基本構想<H2～H12>、基本計画<H2～H7>)策定に着手(翌年8月31日完成) 砺波広域圏基金の設置
平成3年2月1日	クリーンセンターとなみごみ焼却施設運転開始
平成3年2月28日	テレトピア構想モデル都市の指定
平成5年4月27日	富山県西部地方拠点都市地域指定、基本計画の策定着手(翌年3月16日計画承認)
平成6年2月25日	南砺リサイクルセンター固形燃料化施設・リサイクルプラザ施設建設工事に着手(翌年3月15日完成)
平成7年1月23日	砺波広域圏常備消防広域化推進小委員会を設置
平成7年3月23日	砺波地区広域市町村圏が「個性的で活力のある広域行政圏」として自治大臣表彰
平成7年3月30日	砺波地区広域市町村圏が平成6年度モデル広域消防の指定
平成7年4月1日	南砺リサイクルセンター運転開始
平成7年4月26日	砺波地区ふるさと市町村圏計画修正(基本構想<H8～H12>)策定に着手(翌年2月28日完成)
平成7年9月1日	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理施設建設工事に着手(翌年9月30日完成)
平成9年6月1日	砺波広域圏常備消防設立準備室を開設
平成10年3月31日	南砺消防組合を解散、砺波広域圏事務組合に承継
平成10年4月1日	既存の3消防本部を1本部に広域再編し、消防事務の砺波広域圏事務組合での共同処理を開始 砺波圏急患センター移設(福野町役場庁舎横)
平成10年10月28日	砺波広域圏地域戦略プランの策定に着手(同年6月10日に国土庁の認定)
平成11年3月31日	平・上平清掃センターの焼却業務を終了
平成11年4月1日	砺波広域圏井波庄川消防署利賀分遣所を開設 砺波伝染病隔離病舎の事務の共同処理を廃止 砺波広域圏事務組合のホームページを開設

平成11年8月13日	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場施設整備事業に着手（平成13年3月完成）
平成11年10月1日	砺波広域圏福光消防署上平出張所を開設
平成12年3月31日	平・上平清掃センターを廃止、南砺リサイクルセンターに事業を承継 郵政省より有線テレビジョン放送施設設置の許可
平成12年4月1日	砺波広域圏ケーブルテレビ施設設置事業推進のため、ケーブルテレビ推進室を設置
平成12年4月27日	砺波広域圏農業共済事務組合・砺波広域圏事務組合統合準備会を設立
平成12年5月27日	クリーンセンターとなみ排ガス高度処理施設及び灰固化施設整備事業に着手
平成12年5月31日	第4次砺波広域圏計画(基本構想<H13～H22>、基本計画<H13～H17>)の策定着手（翌年2月21日議決）
平成12年6月1日	砺波広域圏ケーブルテレビ施設整備事業に着手
平成13年1月26日	砺波広域圏ケーブルテレビ施設整備事業完了、営業放送を開始し開局
平成13年3月31日	砺波広域圏農業共済事務組合を解散し、砺波広域圏事務組合に承継 環境保全センターの共同処理事務を廃止
平成13年4月1日	砺波広域圏事務組合での農業共済事業共同処理を開始 クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場施設の埋立を開始
平成14年4月1日	南砺リサイクルセンター排ガス高度処理施設整備事業に着手
平成16年3月31日	平・上平衛生センターを廃止
平成16年6月1日	砺波医療圏小児急患センターを開設（砺波総合病院敷地内）
平成16年8月31日	平・上平衛生センター施設の取り壊し
平成16年11月1日	砺波広域圏水道企業団を統合 市町村合併に伴い、構成市町村が1市5町4村から2市へ（砺波市、南砺市）
平成18年3月31日	砺波圏急患センターを一時休止
平成18年4月1日	わらび学園の運営・管理に指定管理者制度を導入、「社会福祉法人わらび学園」を選定し協定を締結 CATV事業の運営・管理に指定管理者制度を導入、「となみ衛星通信テレビ(株)」を選定し協定を締結
平成19年4月1日	砺波医療圏急患センターを開設（小児急患センターに内科併設）
平成19年11月19日	水道用水供給事業の変更認可 48,600→50,000m ³ /日
平成21年4月1日	消防組織を5消防署（砺波、城端、井波庄川、福野、福光）から2消防署（砺波、南砺）に再編
平成21年5月11日	地域情報通信基盤整備推進交付金事業により、CATVの超高速ブロードバンド化（砺波市の一部及び南砺市全域）及びコミュニティチャンネルのハイビジョン化工事に着手（同年11月30日完了）
平成21年10月1日	砺波消防署庄東出張所を開設
平成22年3月24日	CATVエリア拡大の許可（岐阜県大野郡白川村小白川地区の地上デジタル放送難視聴地区を救済）
平成22年3月31日	砺波広域圏地域水道ビジョンを策定（広域圏、砺波市、南砺市）
平成23年4月1日	砺波広域圏消防本部が広域再編により分離、砺波地域消防組合（砺波市、南砺市、小矢部市）に引継
平成23年12月28日	インターネット接続サービス等での安定な高度利用を目的に、五箇山地域CATV装置更新工事に着手（翌年3月19日完了）
平成24年9月30日	南砺リサイクルセンター固形燃料の製造を終了 10月より富山地区広域圏事務組合クリーンセンター及びクリーンセンターとなみに可燃ごみの処理委託を開始
平成25年3月31日	砺波広域圏地域水道ビジョンを改訂（砺波広域圏、砺波市、南砺市）
平成25年4月1日	新しい一般廃棄物処理施設の検討を行うため、事務局内にごみ処理施設建設準備班を設置 砺波医療圏（砺波市、南砺市、小矢部市）の4つの公的病院と急患センターを専用回線で結ぶ「となみ野メディカルネット」運用を開始
平成25年9月2日	砺波医療圏急患センター施設改修工事に着手（平成26年1月完成）
平成26年3月31日	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
平成26年4月1日	県内4つの農業共済団体が合併、1組合体制となることから、砺波広域圏農業共済事業を廃止
平成28年1月18日	砺波広域圏事務組合規約の一部変更 砺波広域圏基金条項を廃止
平成28年1月19日	砺波福祉圏域児童発達支援センター整備基本計画を策定
平成28年12月19日	砺波地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成29年3月3日	福野調整槽小水力発電所の発電開始

3. 組織機構図

平成29年度 組織機構図



4 組合予算及び決算

(1) 一般会計予算及び決算 (単位：千円)

ア 歳入

款	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
1 分担金及び負担金	670,038	634,829	35,209	634,811
2 使用料及び手数料	155,391	151,983	3,408	166,604
3 国庫支出金	12,200	0	12,200	0
4 県支出金	100	1,700	△ 1,600	308
5 財産収入	6,528	9,820	△ 3,292	8,374
6 繰越金	49,903	87,886	△ 37,983	131,257
7 諸収入	47,049	55,101	△ 8,052	63,156
8 繰入金	312,721	72,900	239,821	71,877
合 計	1,253,930	1,014,219	239,711	1,076,387

イ 歳出

款	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
1 議会費	1,783	1,772	11	1,119
2 総務費	428,398	189,730	238,668	179,617
3 衛生費	822,749	821,717	1,032	758,838
4 予備費	1,000	1,000	0	0
合 計	1,253,930	1,014,219	239,711	939,574

款	H 2 9 当初予算額の財源内訳			
	特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
1 議会費				1,783
2 総務費	12,200		323,444	92,754
3 衛生費	100		209,926	612,723
4 予備費				1,000
合 計	12,300	0	533,370	708,260
歳 出 合 計				1,253,930

(2) 水道事業会計予算及び決算 (単位：千円)

①収益の収支

ア 収入

区 分	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
営業収益	478,953	478,953	0	489,448
営業外収益	56,617	55,047	1,570	54,902
合 計	535,570	534,000	1,570	544,350

イ 支出

区 分	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
営業費用	438,798	445,306	△ 6,508	393,821
営業外費用	24,632	21,594	3,038	11,383
特別損失	0	0	0	0
予備費	100	100	0	0
合 計	463,530	467,000	△ 3,470	405,204

②資本の収支

ア 収入

区 分	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
企業債	430,000	450,000	△ 20,000	440,000
出資金	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0
合 計	430,000	450,000	△ 20,000	440,000

イ 支出

区 分	H 2 9 当初予算	H 2 8 当初予算	予 算 比 較	H 2 8 決算
建設改良費	1,107,681	1,027,266	80,415	611,108
企業債償還金	29,369	23,770	5,599	23,770
合 計	1,137,050	1,051,036	86,014	634,878

5 組合事業

(1) わらび学園

この施設は、未就学の知的障害児または発達障害児が通園する児童発達支援センターとして、砺波広域圏事務組合が設置した施設であり、社会福祉法人わらび学園を指定管理者として指定し、管理運営を任せている。

所在地 南砺市岩武新314
 設置 昭和49年4月
 建物延床面積 392.64㎡

〈平成28年度の状況〉

- ・通園利用児童数：延6,338人（前年度：延6,636人）
- ・一時支援事業：延3人（前年度：延2人）
- ・外来相談件数：延306人（前年度：延299人）、訪問療育51件、施設支援療育41件

(2) 砺波医療圏急患センター

住民が昼夜を問わず、いつでも安心して診療が受けられるような救急医療体制の整備と充実を図るため、昭和57年に砺波圏急患センターを開設した。その後、砺波総合病院に隣接して、平成16年6月に小児急患センターを開設した。平成19年4月からは小児急患センターに内科を併設し、砺波医療圏急患センターとして休日夜間における救急医療に努めている。

また、平成25年度に小児、内科診察・待合室の充実やトイレの改修、感染診察室の新設等を行なった。

構成市 砺波市、南砺市、小矢部市
 所在地 砺波市新富町1-61 砺波総合病院隣接
 開設 平成19年4月
 建物延床面積 323.50㎡
 診療時間 ・平日（月～金）、土曜日 受付時間：午後8時から午後10時30分
 ・日曜日・祝日、年末年始(12/30～1/3)
 受付時間：午前10時から午後5時、午後8時から午後10時30分
 診療科目 内科、小児科

〈平成28年度の状況〉

・月別利用状況（小児科分）

年/月	夜間人数	昼間人数	計	年/月	夜間人数	昼間人数	計
28年 4月	230	109	339	12月	313	393	706
5月	220	235	455	29年 1月	217	329	546
6月	132	87	219	2月	205	235	440
7月	207	161	368	3月	196	165	361
8月	203	128	331	計	2,551	2,313	4,864
9月	199	153	352	診療日数	365日	71日	
10月	223	158	381	人/日	7.0	32.6	
11月	206	160	366	(前年度)	(6.9)	(30.1)	

・月別利用状況（内科分）

年/月	夜間人数	昼間人数	計	年/月	夜間人数	昼間人数	計
28年 4月	162	107	269	12月	221	280	501
5月	111	150	261	29年 1月	279	393	672
6月	77	50	127	2月	168	172	340
7月	91	76	167	3月	143	97	240
8月	97	65	162	計	1,659	1,628	3,287
9月	81	59	140	診療日数	365日	71日	
10月	101	75	176	人/日	4.5	22.9	
11月	128	104	232	(前年度)	(4.2)	(21.0)	

(3) 環境衛生施設

① クリーンセンターとなみ

平成3年に焼却施設を更新し、平成4年7月から資源ごみの分別収集を行い、平成8年9月粗大ごみ処理施設の更新により、資源のリサイクル化と施設の効率的な運用に努めている。

その後、平成13年4月から管理型最終処分場の供用開始、平成14年7月には排ガス高度処理及び灰固形化施設整備を実施した。

さらに、平成17年度から砺波市において容器包装リサイクル法に基づくごみの分別収集が実施され、平成18年10月から南砺市の一部（井波、福野、利賀地域）でも実施された。

ア 焼却施設

所在地 砺波市太田1873-1
 設備設置 平成3年1月
 建物延床面積 2,135㎡
 総敷地面積 16,915㎡（粗大ごみ処理施設含む）
 処理設備 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、給排水設備、排水処理設備、電気計装設備
 処理能力 73.2t / (2基×24h)

イ 粗大ごみ処理施設

所在地 砺波市太田1873-1
 設備設置 平成8年9月
 建物延床面積 1,807㎡
 処理設備 受入供給設備、破碎設備、搬送設備、選別設備、貯留・排出設備、集じん設備、給排水設備、電気計装設備
 処理能力 9t / 5h

ウ 埋立処分地施設

所在地 砺波市徳万地内
 設備設置 平成13年3月
 総面積 77,651㎡
 埋立面積 10,500㎡
 埋立容量 57,000㎥
 処理設備 平面・斜面しゃ水設備、漏水検知システム

エ 浸出水処理施設

所在地 砺波市徳万地内
 設備設置 平成13年3月
 建物延床面積 810㎡
 処理設備 カルシウム除去、接触ばっき方式、凝集沈殿、活性炭、キレート吸着
 処理能力 80㎥/日

〈平成28年度の状況〉

・収集量（t）（人）

市名	可燃物	不燃物	資源ごみ	計	計画収集人口
砺波市	7,203	284	410	7,897	49,272
南砺市	3,415	157	235	3,807	23,421
計	10,618	441	645	11,704	72,693

※南砺市は、井波、福野、利賀地域の範囲

・処理量（t）

	可燃物	不燃物	資源ごみ	がれき類	計
27年度	19,673	1,424	815	98	22,010
28年度	19,423	1,480	790	112	21,805

② 南砺リサイクルセンター

平成7年4月に、ごみの固形燃料化施設プラント・リサイクルプラントを備えた資源再生利用や資源化を図る循環型施設として整備した。

その後、固形燃料については、南砺市の公共施設の冷暖房、給湯等の熱エネルギーとして供給を行うなど有効活用を図っていたが、供給先の施設維持管理費の増大と先細りから平成24年9月末で製造を中止した。

平成24年10月以降の可燃ごみについては、富山地区広域圏事務組合クリーンセンター及びクリーンセンターとなみへ処理を委託している。それに併せて平成24年9月から容器包装リサイクル法に基づく、紙・プラ容器包装の分別収集が実施された。

所在地 南砺市立野原西996
 設備設置 平成7年4月
 建物延床面積 4,176㎡
 総敷地面積 33,449㎡
 処理設備 管理リフォームセンター、ごみ積込中継施設、リサイクルプラザプラント施設、倉庫、ストックヤード

処理能力 25t/1日・・・ごみ積込中継施設
 8t/5h・・・リサイクルプラザ（可燃・不燃物処理）プラント

〈平成28年度の状況〉

・収集量（t）（人）

市名	可燃物	不燃物	資源ごみ	計	計画収集人口
南砺市	3,827	165	362	4,354	29,524

※南砺市は、福光、城端、井口、平、上平地域の範囲

・処理量（t）

	可燃物	不燃物	資源ごみ	がれき類	計
27年度	6,457	302	471	13	7,243
28年度	6,568	294	439	14	7,315

(4) 有線テレビジョン放送施設

平成11年度電気通信格差是正事業（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業平成12年度繰越明許事業）により、本圏域内の約9,800世帯を対象に光ファイバーケーブルと同軸ケーブルを併用したHFC方式による750MHz帯域の伝送路を整備し、地上波・衛星波のテレビ再送信及びコミュニティ放送を提供し、情報通信サービスの向上に取り組んでいる。

平成18年4月からは、となみ衛星通信テレビ(株)が指定管理者として管理運営を行っている。

平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業（施行者：となみ衛星通信テレビ）により、本広域圏内の超高速ブロードバンド化及びコミュニティチャンネルのハイビジョン化を行い情報通信サービスの向上やCATV加入促進及び地上放送のデジタル化に取り組んでおり、平成22年度にはとなみ衛星通信テレビ単独事業により圏域内の超高速ブロードバンドカバー率が100%となる。

平成23年度南砺市五箇山地域において、高度利用に伴うCATV回線利用帯域の増幅と老朽化に伴う機器更新を行い、安定的なサービス提供に努めている。

平成29年3月末のテレビ接続率 67.6%

平成29年3月末のネット接続率 29.4%

所在地 砺波市栄町7-3（ヘッドエンド）
 南砺市下梨2240（サブヘッドエンド）
 南砺市八塚568-2（受信点及びヘッドエンド）
 開設局 平成13年1月 加入世帯数 6,257世帯（平成25年度末）
 施設等 光ケーブル+同軸ケーブル 1,250亘長km（平成25年度末）

(5) 水道事業所

昭和48年4月に市町村合併前の1市5町1村（砺波市・庄川町・井波町・城端町・福野町・福光町・井口村）で設立した砺波広域水道企業団を前身とし、平成16年11月の合併に伴い、砺波広域圏事務組合に統合し、業務を引き継いだ。

所在地 南砺市松島100
 開設 昭和48年4月
 供給開始 昭和51年11月
 日最大供給量 50,000m³
 供給対象区域 砺波市、南砺市（城端、井波、井口、福野、福光地域）

〈平成28年度の状況〉

・業務量 (単位：m³、%)

事 項	平成28年度	平成27年度	増 減	前年度比
年間基準水量	9,855,000	9,882,000	△ 27,000	99.73
供給水量	10,258,454	10,377,269	△ 118,815	98.86
砺波市	4,447,560	4,556,946	△ 109,386	97.60
南砺市	5,810,894	5,820,323	△ 9,429	99.84
日基準水量	27,000	27,000	0	100.00
砺波市	12,150	12,150	0	100.00
南砺市	14,850	14,850	0	100.00
日平均供給水量	28,105	28,353	△ 248	99.13
日最大供給水量	31,899	32,443	△ 544	98.32
日配水能力	50,000	50,000	0	100.00

・供給料金の推移 (単位：1m³当たり)

年 度	供給料金
昭和51年～53年	54円
昭和54年～59年	59円
昭和60年～63年	65円
平成元年～3年	70円
平成4年～6年	75円
平成7年～10年	80円
平成11年～12年	75円
平成12年～15年	70円
平成16年～20年	※ 50円
平成21年～	45円

※平成16年10月1日から

砺波広域圏事務組合

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

TEL(0763)33-1111 FAX(0763)33-6922

<http://www.tokouiki.jp>

平成29年8月作成